



3人以上の子どもがいる多子世帯を応援します！

## 埼玉県3キュー子育てチケット

Thank You!

多子世帯（子どもが3人以上いる世帯）の子育てを応援するため、さまざまな子育てサービスが利用できる「3キュー子育てチケット」を配布しています。

詳しくは、埼玉県のホームページをご覧ください。



### 【対象】

第3子以降の子どもが生まれた世帯  
※第1子、第2子とも、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（第3子の誕生日時点）で、養育している場合に限りです。

### 【申請期限】

第3子以降の子どもの出生年の翌年6月末まで

### 【交付額】

第3子以降の子ども1人につき5万円分  
※交付額の変更または終了となる場合があります。

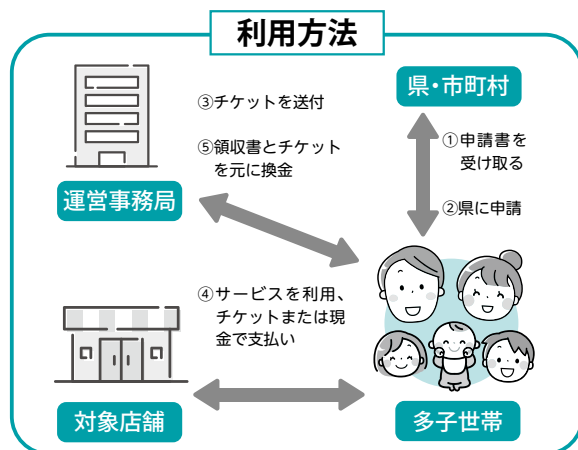
### 【対象サービス】

家事ヘルパー、ベビーシッター、一時預かり、親子ふれあいイベント、保育施設などにおける実費徴収、おむつ・ミルクなどの物品購入、任意予防接種、写真館での記念撮影 など

### 【利用方法】

子育てサービスを利用した際に、チケットまたは現金で支払い

※現金で支払った場合は、換金手続きが必要となります。領収書とチケットを事務局に送付してください。



問合せ＝埼玉県3キュー子育てチケット事務局 ☎0120-39-3192



ひとり親世帯や家計が急変した子育て世帯のかたへの大切なお知らせ

## 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

給付金の対象に該当し、まだ申請をされていないかたは、お早めにお問い合わせください。

※広報みさと6月号と7月号でお知らせした給付金です。10万円支給の「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」とは異なります。

1. 給付金の対象 すでに「ひとり親世帯分」または「その他世帯分」が支給済みのかたは対象外です。

### ひとり親世帯分

- 次の①または②のいずれかに当てはまるかた
- ①公的年金などを受給しているため、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していないかた
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、児童扶養手当受給者と同じ水準となったかた

### その他世帯分

18歳未満（障害児の場合は20歳未満）の児童を養育しているかたで、次の①または②のいずれかに当てはまるかた

- ①令和3年度の住民税が非課税のかた
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となったかた

2. 給付金額 児童1人当たり一律5万円

### 3. 給付金の申請手続き・申請期限

給付金の該当区分によって申請が必要となる場合があります。詳細や必要な書類については、事前にお問い合わせください。

申請期限 2月28日(月)まで



申請・問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

## 乙種防火管理講習会の開催について

学校、病院、工場、事務所、店舗その他多数の者が出入し、勤務し、または居住する建物（グループホームなどの社会福祉施設などを除く、不特定の者を収容する建物は30人以上、その他の建物は50人以上）には、消防法で定める資格を有する防火管理者を置かなければなりません。

今回、小規模な事業所（延べ面積300㎡未満など）を対象に、下記のとおり講習会を開催します。

日 時＝2月22日(火)  
午前9時30分～午後4時50分  
会 場＝児玉郡市広域消防本部 多目的ホール  
(本庄市西富田904番地3)  
教 材 費＝3,000円(申込時徴収)  
申込期間＝2月1日(火)～15日(火)  
※土日・祝日を除く  
※定員(30名)になり次第締め切り  
受付時間＝午前9時～午後4時30分

申込方法＝申込書に証明写真(縦2.5cm×横2.0cm)を貼付し、直接窓口へ申し込んでください。

申 込 書＝消防本部および各消防署で配布、または消防本部ホームページからダウンロードできます。

申込・問合せ＝児玉郡市広域消防本部 予防課 ☎24-8392

## パパ・ママ応援ショップ優待カードが新しくなります！

18歳までのお子さま、または妊娠中のかたがいる家庭にご利用いただいている「パパ・ママ応援ショップ優待カード」は、令和4年3月末日をもって有効期限が満了となります。

県公式スマホアプリ「まいたま」内の「パパ・ママ応援ショップサブアプリ」をご利用の対象世帯のかたは、自動的に新しいカードに切り替わりますので、更新手続きは不要です。

現在、紙の優待カードをご利用のかたについては、この機会にぜひ、便利なアプリ版カードをご活用ください。

紙の優待カードが必要なかたは、3月1日から福祉課窓口で配布を予定しています。受取の際は、お子さまの年齢がわかる公的書類をご持参ください。

【対象】 18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子ども（県内在住、在園、在学のいずれか）または妊娠中のかたがいる世帯

※最新の県内協賛店舗の情報は、埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイトで検索が可能です。



まいたまQRコード



応援公式サイトQRコード

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132